

③各種制度ごとの情報伝達、周知・広報

- (i) 震災によって被害を受けたことによる財形住宅・年金貯蓄の目的外払出に伴う利子等の非課税措置の内容について厚生労働省のホームページに掲載（平成23年5月2日～）。
- (ii) 事業主等を通じて財形持家融資を受け、東日本大震災で返済が困難となった勤労者に対し、その返済負担を軽減するための特例措置の拡充について、分かりやすく説明したリーフレットを作成し、労働局等に送付するとともに厚生労働省のホームページに掲載（平成23年5月25日）。
- (iii) 労働保険料の免除の特例等について、制度の概要や手続について分かりやすく説明したリーフレットやQ&Aを作成し、労働局に送付するとともに、厚生労働省のホームページに掲載（平成23年6月1日）。
- (iv) 労災保険の遺族（補償）給付、未払賃金立替払制度について周知効果を高めるため、通常のリーフレット・ポスターの作成配布だけでなく、インターネットバナー広告掲載や全国紙・地方紙に新聞広告を行って請求促進を図った。
- (v) 被災された勤労者が財形持家融資を新たに受ける場合の特例貸付について、分かりやすく説明したリーフレットを作成し、労働局等に送付するとともに厚生労働省のホームページに掲載（平成23年7月8日）。
- (vi) 中小企業退職金共済制度の被災被共済者等に対し確実に退職金を支給するため、その所在を確認し、請求勧奨を行う集中的な取組について、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載（平成23年12月26日）。
- (vii) 中小企業退職金共済制度について、平成23年3月17日に実施した掛金納付期限の再延長等の特例措置の内容の拡充を、独立行政法人勤労者退職金共済機構のホームページに掲載（平成24年3月6日）。

④労災保険、未払賃金立替払制度等の請求勧奨と相談対応

避難所等へ赴き、制度の周知・請求促進を行う未払賃金立替払コンサルタントや社会保険労務士等の配置、業務処理を行う立替払実地調査員や労災保険相談員の増員・配置を行った【第1次補正予算関連】。

また、未払賃金立替払制度について、被災3県の労働基準監督署が保管している就業規則も活用し、同制度の対象となり得る事業場や労働者に対して、訪問・電話・ダイレクトメールで周知や申請勧奨を行った。

労災保険制度について、被災労働者が全国に避難していることを踏まえ、



労災遺族補償請求に係る業務（聴取）の状況

7・8月の毎週、全国紙4紙、地方紙7紙で、未払賃金立替払と併せ、新聞広告等を行い、制度の周知を図った。

また、今回の震災は、津波で沿岸地域を中心に大きな被害を受けており、労働者の通勤を考慮して、海岸から概ね20km圏内の地域を対象に、事業場を通じた請求勧奨の取組を行い、取組を行った事業場は約5万5千に上る（平成24年2月末）。さらに、同地域の各戸へのリーフレットの配布等の取組を行った。

このような取組の結果、多くの労災請求がなされ、迅速処理の観点から、全国の労働局から被災3局に延べ519人の職員を派遣したこと等から、遺族（補償）給付について、おおむね1か月で処理した。

【表3：労働基準監督署で受理した申請等】

労働局 申請等	岩手	宮城	福島	3県合計	その他
未払賃金立替払関係 (※1)	57件	66件	26件	149件	—
認定申請（企業数）	377件	390件	133件	900件	—
確認申請（労働者数）					
労災請求件数(※2) （うち遺族給付）	705件 (626件)	1,588件 (1,284件)	267件 (170件)	2,560件 (2,080件)	995件 (36件)
労災支給決定件数 （うち遺族給付）	685件 (607件)	1,565件 (1,264件)	255件 (161件)	2,505件 (2,032件)	982件 (36件)

※1：平成23年3月22日～平成24年3月21日 ※2：平成24年3月22日現在

⑤ 未払賃金立替払制度の原資の増額

請求増加に対応するため、未払賃金の立替払金の原資となる補助金の増額を図り、確実な立替払に万全を期した（約143億円増額）

【1次補正予算関連】。

オ 震災に伴う解雇、雇止め等の事案に対する啓発指導の実施

震災による直接又は間接（原材料の仕入等が不可能となったこと等によるもの）の被害を受けたことに起因する解雇、雇止め等に対する啓発指導。

478事業場、612事案（解雇：407事案 雇止め等：205事案）

（平成23年3月22日～1月31日）

カ 心や体の不調を訴える被災者への対応

被災地域で、自らの健康に不安を感じる中小事業場の労働者を対象とした臨時の健康診断や、メンタルヘルス相談を実施した【1次補正予算関連】。

【表 4：健康診断の実施状況】

	岩手	宮城	福島	3 県合計
受診者数	31,757 人	56,204 人	28,111 人	116,072 人

※：7月4日から10月31日まで実施

キ 被災地での雇用の質に係る対応

雇用創出の際の雇用の質（労働条件、安全衛生など）への配慮について、被災者等就労支援・雇用創出推進会議のメンバーに対し、座長である厚生労働副大臣から文書で要請した（平成23年5月26日）。また、岩手、宮城並びに福島労働局長からそれぞれしごと協議会関係者に要請等した（平成23年5月26日～）。

ク 被災地支援活動の環境整備に係る対応

労働者の被災地でのボランティア活動への参加を促すため、ボランティア休暇制度の整備等について、労働基準局長名で日本経済団体連合会、日本商工会議所及び全国中小企業団体中央会に要請した（平成23年6月10日）。

(4) 被災地での労働災害防止のための取組

(東電福島第一原発事故に係る放射線障害防止関係は後記第3のとおり。)

ア 被災地での労働災害防止のための取組 (第1段階：震災直後)

東日本大震災においては、津波により被災3県の沿岸部を中心に多数の建設物等が倒壊する等により、膨大な量のがれきが発生した。

このため、被災地の復旧に当たっては、まずは、がれきの撤去作業が必要となった。この膨大ながれきの撤去作業には、多くは地元の建設業者が対応し始めていたが、中にはがれき撤去作業に不慣れな業者も多数含まれており、また、撤去作業に従事する労働者も、震災により職を失った方が臨時的に作業に従事する等、がれきの取扱いや粉じん作業に不慣れな労働者ががれきの撤去作業に従事する事態が発生し始めていた。

このため、次のとおり、がれき作業における労働者の安全とアスベストによる健康障害防止の徹底を中心として、災害復旧工事における労働災害防止対策、労働者の健康障害防止対策を推進した。

- ① 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、建設業団 体に要請するとともに、労働局あて通知（平成23年3月18日）。
- ② 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、次の事項を建設業団体に要請するとともに、労働局あて通知（平成23年3月28日）。
 - ・建築物の解体、改修工事、がれきの処理での労働災害防止対策
 - ・応急仮設住宅の建築工事での安全対策等
- ③ がれき処理での労働災害防止のための取組
 - (i) 屋外のがれき処理作業での防じん用マスクの不足に対処するため、日本の型式検定合格品と同等以上の粉じん捕集能力を持つ米国規格のマスクの使用を暫定的に認めることとした（平成23年4月11日）。

なお、本特例については、型式検定合格品の防じん用マスクの流通が回復したことから、平成24年3月31日をもって廃止することとした（平成23年11月24日）。
 - (ii) がれき処理が本格化に伴い、その労働災害防止対策についてQ&Aを作成し、周知徹底について労働局に通知（平成23年4月22日）。
 - (iii) がれき処理作業を行う方等を対象に、安全に作業を進めるための注意点についてまとめたリーフレットを作成し、被災地の労働基準監督署等で配布（平成23年4月22日）。

(iv) がれき処理作業を行っている現場等に対し、厚生労働省、各労働局、各労働基準監督署、建設業労働災害防止協会並びに独立行政法人労働安全衛生総合研究所による合同パトロールを実施。また、初めてがれき処理に従事する者等を対象とした安全講話を実施し、労働災害防止を指導。宮城県仙台市（平成 23 年 4 月 22 日、28 日）、福島県相馬市、新地町、いわき市（平成 23 年 4 月 27 日）、岩手県宮古市、釜石市大船渡市（平成 23 年 4 月 28 日）、岩手県と宮城県内（平成 23 年 4 月 29 日～5 月 5 日）。



がれき処理現場におけるパトロール（安全衛生指導）の状況

(v) 初めてがれき処理に従事する労働者の労働災害防止のため、事業者には雇入れ時教育を確実に実施させるとともに、初めてがれき処理に従事する者に対する講習会を開催するよう労働局あて通知（講習会は、個人事業主やボランティアの人々も受講可能）（平成 23 年 5 月 25 日）。

イ 被災地での労働災害防止のための取組（第 2 段階：震災後約 2 か月～）

被災 3 県で、地震・津波被害に対する復旧に向けた動きが出始める中で、津波により発生した膨大な「がれき」の処理作業が本格化するとともに、打ち上げられた船舶の解体作業等も行われ始めた。

これらの作業においては、がれきから飛散する粉じんや石綿に対するばく露防止対策のほか、車両系建設機械との接触防止等従来の安全対策に加えて、夏期を迎えるに当たり、熱中症対策も講ずる必要があった。

また、復旧工事も徐々に増え始め、これに伴い、労働災害の増加が懸念された。このような中、特に、労働災害防止の徹底を図るためには、従来以上に官民が協力して労働災害防止対策を推し進める必要があったことから、建設業界内に設置された「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」とも緊密に連携しながら、次のような労働災害防止のための取組を強化した。

- ① 津波で打ち上げられた船舶の解体等作業の増加が見込まれたことから、高所での作業、重機等を用いた作業と石綿関連作業等に係る総合的な労働災害防止対策について、造船関係団体等に要請するとともに、労働局あて通知（平成 23 年 5 月 10 日、8 月 12 日改正）。
- ② 災害復旧工事での労働災害防止対策の徹底について、梅雨入り以降特

に懸念される次の事項を建設業団体に要請するとともに、労働局あて通知（平成 23 年 5 月 27 日）。

- ・低層住宅の屋根等の改修工事に伴う墜落・転落災害等の防止
- ・道路工事や上下水道工事での土砂崩壊災害の防止等

- ③ 震災復旧・復興工事での労働災害防止対策を官民が一体となって徹底するため、厚生労働省の要請で、建設業界内（事務局：建設業労働災害防止協会）に「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」が設置され第 1 回会合を開催（平成 23 年 6 月 3 日）。以後、復旧・復興工事の進捗状況に応じて、以下の内容について検討を実施。

第 2 回会合を開催し、被災地域ごとの安全衛生協議体制の構築、中小企業での安全衛生教育を徹底するための具体的方策について検討（平成 23 年 7 月 6 日）。

第 3 回会合を開催し、被災地での復旧・復興工事に関し連絡会議の設置・運営等について検討（平成 23 年 9 月 5 日）。

第 4 回会合を開催し、新規参入者に対する安全衛生教育を更に徹底する方法、今後の復興工事の安全な実施に係る課題把握のための体制整備等について検討（平成 23 年 2 月 13 日）。

- ④ 東日本大震災の被災地で、吹付けアスベストが飛散した事例が確認されたことを受け、石綿等が吹き付けられた建築物等からの石綿等の飛散とばく露防止対策の徹底について、環境省と連名で労働局、地方公共団体に通知するとともに、関係団体に対応を依頼（平成 23 年 6 月 30 日）

- ⑤ 岩手、宮城、福島 の 3 労働局が、本格化しているがれき処理作業での労働災害を防止するための集中パトロールを実施（平成 23 年 7 月 6 日～8 日、8 月 24 日～26 日）また、がれき処理作業を請け負う地元の建設事業者を対象として、（i）安全衛生教育の実施の徹底、（ii）熱中症予防対策の徹底、（iii）防じんマスクの着用の徹底等を内容とする集団指導を実施。

岩手県：宮古市（7 月 14 日）、釜石市（7 月 15 日）、陸前高田市（7 月 15 日）、宮城県：気仙沼市（7 月 15 日）

※8 月 23 日時点で 417 現場をパトロール済み

- ⑥ マスク製造企業から提供を受けた防じん用マスクを被災地の労働局が無償配布（防じんマスクの無償配布（計 25 万个）、電動ファン付き呼吸用保護具無償配布（600 個）（第 1 次：2 万枚（4 月 1 日～）、第 2 次：7 万枚（4 月 11 日～）、第 3 次：10 万枚



がれき処理現場での防じんマスクの配布の様子